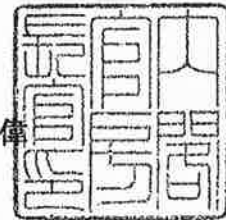




府総第 112 号  
平成 25 年 2 月 26 日

国土交通大臣  
太田 昭宏 殿

内閣官房長官  
菅 義 偉



東日本大震災二周年追悼式の当日における弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省部内及び関係者への周知方、よろしくお取り計らい願います。

また、貴省部内及び関係者に対して、本追悼式中の一定時刻（午後 2 時 46 分）に黙とうを捧げるよう周知方、併せて、よろしくお取り計らい願います。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

#### 記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年 7 月 30 日閣令第 1 号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

国民の皆様へ

(東日本大震災二周年に当たって)

政府は、来たる3月11日午後2時30分から、「東日本大震災二周年追悼式」を国立劇場において執り行います。

東北地方を中心とする我が国国土に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から2年を迎えようとしています。

この震災で命を奪われた多数の方々の無念の思いと、御遺族の皆様  
様の深い悲しみに思いを致しますと、哀惜の念に堪えません。

政府は、犠牲者の御霊に報いるためにも、一日も早い被災地の復興、被災者の生活再建に全力を注ぐとともに、今般の教訓を検証し、被災地のみならず我が国全土にわたって災害に強い国づくりを進めていく決意です。

この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、追悼式当日の午後2時46分を期して式場において1分間の黙とうを捧げ、御冥福をお祈りすることとしております。国民の皆様におかれましても、これに合わせて、それぞれの場所において黙とうを捧げられますよう、お願いいたします。

平成25年2月26日

東日本大震災二周年追悼式実行委員長

内閣総理大臣 安倍 晋三